

第2回教育委員会会議 教育長報告事項

月 日	曜日	用 務	時間
4月21日	(火)	学校訪問	8:30
"	"	定例教育委員会	13:00
4月22日	(水)	校園長会	9:00
"	"	用務(教育施設課)	13:00
"	"	来客	15:00
"	"	来客	16:00
4月23日	(木)	令和8年度近畿都市教育長協議会 定期総会	8:30
4月24日	(金)	令和8年度近畿都市教育長協議会 定期総会	8:30
4月27日	(月)	臨時議会	9:30
"	"	来客	15:00
4月28日	(火)	訪問(兵庫教育大学)	10:00
4月30日	(木)	学校訪問	8:30
"	"	協議(教育次長)	13:00
"	"	来客	14:00
"	"	来客	16:30
"	"	用務(教育施設課)	17:45
5月1日	(金)	定例庁議	9:30
"	"	部内会議	13:30
"	"	協議(幼児育成課)	14:30
5月8日	(金)	学校訪問	8:30
"	"	用務(議会)	11:00
"	"	用務(教育施設課)	13:00
"	"	総合教育会議 事前ヒアリング(1回目)	13:30
"	"	協議	16:00
5月11日	(月)	経営会議	9:00
"	"	来客	10:00
"	"	用務(人事課)	13:00
"	"	豊岡市区長連合会総会	15:45
5月12日	(火)	用務(人事課)	9:00
"	"	【ヒアリング】定例教育委員会・校園長会	10:00
"	"	事務引継	13:00
"	"	来客	16:00

第2回教育委員会会議 教育長報告事項

月 日	曜日	用 務	時間
5月13日	(水)	用務(他市町あいさつ)	8:30
"	"	大学訪問	11:00
5月14日	(木)	総合教育会議 事前ヒアリング(2回目)	13:30
"	"	用務(関係機関あいさつ)	15:30
5月15日	(金)	用務(他市町あいさつ)	8:30
"	"	用務(教育委員会事務局)	11:30
"	"	来客	13:00
"	"	用務(関係機関あいさつ)	13:30
"	"	用務(教育委員会事務局)	17:00
5月18日	(月)	用務(教育委員会事務局)	8:30
"	"	臨時教育委員会	9:00
"	"	全県教育委員会定時総会・研修会	9:15

報告第7号

豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱の制定について

豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱を制定したので報告する。

令和8年5月19日提出

豊岡市教育委員会
教育長 能 登 琢 也

(理由)

豊岡市図書館未来プランの改訂に関し意見を聴くため、豊岡市図書館未来プラン検討会議を置くため。

豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱

令和8年5月19日豊岡市教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 豊岡市図書館未来プラン（以下「プラン」という。）の改訂に関し意見を聴くため、豊岡市図書館未来プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) プランの改訂に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館のあり方に関し教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員9人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体又は機関に属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議事項が終了する日までとする。

(座長等の職務)

第6条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の相互により選出するものとし、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者とし、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長は、検討会議に諮り、出席委

員の3分の2以上の賛同があるときは、これを公開しないことができる。

- 2 傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、豊岡市教育委員会傍聴規則（平成17年豊岡市教育委員会規則第3号）の例による。

（会議録）

第9条 会議録は、座長が教育委員会教育総務課図書館の職員に作成させる。

- 2 会議録は、公開する。ただし、前条第1項ただし書の規定により会議を公開しないと決定したときは、当該会議にかかる会議録は、公開しないことができる。

（庶務）

第10条 検討会議の庶務は、教育委員会教育総務課図書館において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（召集の特例）

- 2 この要綱の施行後最初に開かれる検討会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

（失効）

- 3 この要綱は、検討会議が第2条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。